

○青森県量子科学センター条例

平成二十九年三月二十七日
青森県条例第三号

青森県量子科学センター条例をここに公布する。

青森県量子科学センター条例

(設置)

第一条 量子科学に関する人材の育成及び研究開発を推進し、本県の産業の振興に資するため、上北郡六ヶ所村に青森県量子科学センター(以下「センター」という。)を設置する。

(業務)

第二条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- 一 量子科学に関する人材の育成に関すること。
- 二 量子科学に関する研究開発の支援に関すること。
- 三 量子科学に関する人材の育成及び研究開発を推進するためその施設を利用させること。
- 四 その他量子科学に関する人材の育成及び研究開発を推進するために必要な業務

(使用の承認)

第三条 センターの別表に掲げる施設を使用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

(使用料)

第四条 前条の規定により使用の承認を受けた者(以下「承認使用者」という。)は、別表に定める額を超えない範囲内で知事が定める額の使用料を納入しなければならない。

(使用料の免除)

第五条 知事は、特別の理由があると認めたときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の不還付)

第六条 第四条の規定により納入した使用料は、還付しない。ただし、天災その他承認使用者の責めによらない理由によりセンターの当該施設を使用することができなくなった場合は、この限りでない。

(使用の制限等)

第七条 知事は、センターを使用する者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該使用者のセンターの使用を拒み、その使用の承認を取り消し、又はその使用を制限することができる。

- 一 他の使用者に迷惑をかけ、又はそのおそれがあるとき。
- 二 センターの施設、設備等を毀損し、若しくは汚損し、又はそれらのおそれがあると

き。

三 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

- 2 知事は、前項に規定する場合のほか、センターの管理運営上支障があると認めるときは、センターの使用を制限することができる。

(指定管理者に管理を行わせた場合の使用料金の納入等)

第八条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例(平成十七年三月青森県条例第六号)第二条の規定により同条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)にセンターの管理を行わせることとした場合は、承認使用者は、第四条の規定にかかわらず、その使用に係る料金(以下「使用料金」という。)を当該指定管理者に納入しなければならない。

- 2 使用料金の額は、第四条の知事が定める使用料の額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。使用料金の額を変更する場合も、同様とする。
- 3 第一項の規定により指定管理者に納入された使用料金は、当該指定管理者の収入とする。
- 4 指定管理者は、特別の理由があると認めたときは、知事の承認を受けて使用料金の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第九条 この条例及び青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項から附則第四項までの規定は、公布の日から施行する。

(平成二九年規則第三一号で平成二九年一〇月一日から施行)

- 2 第三条の使用の承認及び第七条の使用の制限等並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、これらの規定の例により、この条例の施行前においても行うことができる。
- 3 前項の規定により使用の承認を受けた者は、第四条の規定の例により、使用料を納入しなければならない。
- 4 前項の使用料の免除及び不還付については、第五条及び第六条の規定の例による。

附 則(平成三〇年条例第四〇号)

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則(平成三十一年条例第四六号)

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に受けている使用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

別表(第三条、第四条関係)

(平三〇条例四〇・平三一条例四六・一部改正)

一 研修室等

イ 研修棟

区分	金額	
研修室	一時間につき	四千四百九十円
講師控室	一室一時間につき	三百六十円
研究員室(二人用)	一室一日につき	七千八百八十円
研究員室(六人用)	一室一日につき	七千八百八十円
産学連携室1	一時間につき	二千四百五十円
産学連携室2	一区画一日につき	三千二百七十円

ロ 研究棟

区分	金額(一時間につき)
プロジェクト開発推進室	二千七十円
共用実験室	四千二百二十円
共用化学実験室	二千七十円
化学分析室	三千七百八十円
化学実験室	二千二百四十円
薬学実験室	二千五百五十円
検出器開発実験室	二千五百五十円
検出器評価実験室	千三十円
結晶育成実験室	千三十円
材料実験室	二千二百六十円

ハ R I 棟

区分	金額	
共用化学実験室	一時間につき	三千二百三十円
透過性試験室	一時間につき	三千六十円
分析機器測定室2	一時間につき	千三百三十円
化学実験室	一時間につき	五千六百五十円
標識合成室1	一時間につき	三千八百七十円
標識合成室2	一時間につき	三千七百六十円
品質管理室	一時間につき	二千七百円
標識合成室前室	一時間につき	一万五百十円
洗浄室	一時間につき	千二百十円
細胞培養準備室	一時間につき	二千二百三十円
細胞培養分析室	一時間につき	三千九百三十円
機器測定室	一時間につき	四千五百六十円
中性子実験準備室3	一時間につき	二千二百十円
医工学研究開発室	一時間につき	三千九百六十円
中性子実験準備室1	一時間につき	三千八百五十円

中性子実験室	一時間につき	七千三百四十円
中性子分析室	一時間につき	三千四十円
現像室	一時間につき	三千五百三十円
分析機器測定室1	一時間につき	三千二百円
物理化学実験室	一時間につき	二千七百十円
PET／CT室、PET／CT操作室、PET／CT準備室、待機回復室、血液検査室、診察室及び更衣室	一日につき	二十三万二千九百四十円
小動物PET／MRI室	一日につき	七万六千八百二十円

二 宿泊室

区分	金額(一室一泊につき)
宿泊室(一人用)	四千七百五十円
宿泊室(二人用)	六千十円

三 機械器具

区分	金額	
スモールパンチクリープ試験機	一日につき	千五百三十円
サイクロترونシステム	一時間につき	十九万四千三百七十円
BNCT装置	一時間につき	三万五千七百円
中性子ラジオグラフィ撮影装置	一時間につき	三万四千八十円
PIXE分析装置	一時間につき	八千五百二十円
炭酸ガスインキュベーター	一日につき	千百六十円
冷凍冷蔵庫(品質管理室)	一区画一日につき	九十円
冷凍冷蔵庫(標識合成室前室)	一区画一日につき	六十円
冷凍冷蔵庫(細胞培養準備室)	一区画一日につき	六十円
超低温フリーザー	一区画一日につき	二百九十円
冷蔵庫	一区画一日につき	百十円
実験動物飼育装置(動物飼育室)	一ケージ一日につき	六百円
実験動物飼育装置(中性子実験準備室2)	一ケージ一日につき	三百二十円

備考 各室の使用には、当該室に設置する機械器具その他の備品(第三号に掲げるものを除く。)の使用を含む。

○青森県量子科学センター規則

平成二十九年五月二十九日

青森県規則第二十五号

青森県量子科学センター規則をここに公布する。

青森県量子科学センター規則

(趣旨)

第一条 この規則は、青森県量子科学センター条例(平成二十九年三月 青森県条例第三号。以下「条例」という。)第九条及び青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例(平成十七年三月 青森県条例第六号)第六条の規定に基づき、青森県量子科学センター(以下「センター」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第二条 センターの開館時間は、午前九時から午後五時までとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の開館時間を変更することができる。

(休館日等)

第三条 センターの休館日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日
- 三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日(前号に掲げる日を除く。)

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の休館日に開館し、又は同項の休館日以外の日に休館することができる。

(使用の承認の手續)

第四条 条例第三条の規定による使用の承認(以下「使用の承認」という。)を受けようとする者は、使用申込書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、使用の承認をしたときは、当該使用の承認を受けた者に使用承認書を交付するものとする。

(使用料の免除の申請)

第五条 条例第五条の規定による使用料の免除を受けようとする者は、免除申請書を知事に提出しなければならない。

(使用の承認の取消し等)

第六条 知事は、センターを使用する者(以下「使用者」という。)が不正な手段により使用の承認を受けたと認めるときは、その使用の承認を取り消し、又はその使用を制限することができる。

(原状回復等)

第七条 使用者は、故意又は重大な過失によりセンターの施設、設備等を毀損し、又は汚損したときは、原状に復し、又は現品若しくはそれに相当する代価をもって弁償しなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第八条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例第二条の規定により同条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)にセンターの管理を行わせることとした場合は、指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- 一 条例第二条に規定する業務
- 二 使用の承認に関すること。
- 三 条例第七条の規定による使用の制限等に関すること。
- 四 第六条の規定による使用の承認の取消し等に関すること。
- 五 センターの施設、設備等の維持管理に関すること。
- 六 その他センターの管理に関し必要な業務

(指定管理者に管理を行わせた場合の開館時間等)

第九条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例第二条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせることとした場合のセンターの開館時間及び休館日は、第二条第一項及び第三条第一項の規定にかかわらず、第二条第一項に定める開館時間及び第三条第一項に定める休館日を基準として、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。これらを変更する場合も、同様とする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定により定めた開館時間を変更し、及び同項の規定により定めた休館日に開館し、又は当該休館日以外の日に休館することができる。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

青森県量子科学センター使用料について

青森県量子科学センター条例（平成２９年３月青森県条例第３号）第４条の規定により、青森県量子科学センターの使用料の額を次のとおり改正し、令和元年１０月１日から施行する。

令和元年７月１日

青森県知事 三 村 申 吾

一 研修室等

イ 研修棟

区 分	金 額	
	特定活動のために使用する場合	特定活動以外のために使用する 場合
研修室	一時間につき 2, 230円	一時間につき 4, 460円
講師控室	一室一時間につき 180円	一室一時間につき 360円
研究員室（二人用）	一室一日につき 3, 570円	一室一日につき 7, 140円
研究員室（六人用）	一室一日につき 3, 570円	一室一日につき 7, 140円

ロ 研究棟

区 分	金 額（一時間につき）	
	特定活動のために使用する場合	特定活動以外のために使用する 場合
プロジェクト開発推進室	980円	1, 970円
共用実験室	2, 000円	4, 010円
共用化学実験室	980円	1, 970円
化学分析室	1, 840円	3, 690円
化学実験室	1, 070円	2, 140円
薬学実験室	1, 020円	2, 050円
検出器開発実験室	1, 020円	2, 050円
検出器評価実験室	490円	980円
結晶育成実験室	490円	980円
材料実験室	1, 080円	2, 160円

ハ R I 棟

区 分	金 額	
	特定活動のために使用する場合	特定活動以外のために使用する 場合
共用化学実験室	一時間につき 1, 520円	一時間につき 3, 050円

透過性試験室	一時間につき 1, 440円	一時間につき 2, 890円
分析機器測定室 2	一時間につき 630円	一時間につき 1, 260円
化学実験室	一時間につき 2, 690円	一時間につき 5, 390円
標識合成室 1	一時間につき 1, 840円	一時間につき 3, 690円
標識合成室 2	一時間につき 1, 790円	一時間につき 3, 580円
品質管理室	一時間につき 1, 290円	一時間につき 2, 580円
標識合成室前室	一時間につき 4, 960円	一時間につき 9, 930円
洗浄室	一時間につき 570円	一時間につき 1, 150円
細胞培養準備室	一時間につき 1, 050円	一時間につき 2, 110円
細胞培養分析室	一時間につき 1, 880円	一時間につき 3, 770円
機器測定室	一時間につき 2, 180円	一時間につき 4, 360円
中性子実験準備室 3	一時間につき 1, 000円	一時間につき 2, 000円
医工学研究開発室	一時間につき 1, 870円	一時間につき 3, 740円
中性子実験準備室 1	一時間につき 1, 810円	一時間につき 3, 630円
中性子実験室	一時間につき 3, 460円	一時間につき 6, 920円
中性子分析室	一時間につき 1, 430円	一時間につき 2, 870円
現像室	一時間につき 1, 660円	一時間につき 3, 330円
分析機器測定室 1	一時間につき 1, 500円	一時間につき 3, 010円
物理化学実験室	一時間につき 1, 280円	一時間につき 2, 560円
PET/CT室、PET/CT操作室、PET/CT準備室、待機回復室、血液検査室、診察室及び更衣室	一日につき 113, 060円	一日につき 226, 130円
小動物PET/MRI室	一日につき 38, 090円	一日につき 76, 180円

二 産学連携室

区 分	金 額	
	特定活動のために使用する場合	特定活動以外のために使用する 場合
産学連携室 1	一時間につき 1, 220円	一時間につき 2, 440円
産学連携室 2	一区画一日につき 1, 620円	一区画一日につき 3, 250円

三 宿泊室

区 分	金 額（一室一泊につき）	
	特定活動に伴い第一号、第二号 又は次号に掲げる施設を使用す る者が使用しようとする場合	その他の場合
宿泊室（一人用）	2, 360円	4, 730円

宿泊室（二人用）	2, 9 9 0 円	5, 9 8 0 円
----------	------------	------------

四 機械器具

区 分	金 額	
	特定活動のために使用する場合	特定活動以外のために使用する 場合
スモールパンチクリ ープ試験機	一日につき 7 5 0 円	一日につき 1, 5 1 0 円
サイクロトロシス テム	一時間につき 9 5, 2 8 0 円	一時間につき 1 9 0, 5 7 0 円
B N C T 装置	一時間につき 1 7, 8 5 0 円	一時間につき 3 5, 7 0 0 円
中性子ラジオグラフ ィ撮影装置	一時間につき 1 5, 2 4 0 円	一時間につき 3 0, 4 8 0 円
P I X E 分析装置	一時間につき 4, 2 6 0 円	一時間につき 8, 5 2 0 円
炭酸ガスインキュー ーター	一日につき 5 6 0 円	一日につき 1, 1 2 0 円
冷凍冷蔵庫（品質管理 室）	一区画一日につき 4 0 円	一区画一日につき 8 0 円
冷凍冷蔵庫（標識合成 室前室）	一区画一日につき 3 0 円	一区画一日につき 6 0 円
冷凍冷蔵庫（細胞培養 準備室）	一区画一日につき 3 0 円	一区画一日につき 6 0 円
超低温フリーザー	一区画一日につき 1 4 0 円	一区画一日につき 2 9 0 円
冷蔵庫	一区画一日につき 5 0 円	一区画一日につき 1 0 0 円
実験動物飼育装置（動 物飼育室）	一ケージ一日につき 2 9 0 円	一ケージ一日につき 5 8 0 円
実験動物飼育装置（中 性子実験準備室2）	一ケージ一日につき 1 5 0 円	一ケージ一日につき 3 0 0 円

備考

- 一 各室の使用には、当該室に設置する機械器具その他の備品（第四号に掲げるものを除く。）の使用を含む。
- 二 この表において「特定活動」とは、次に掲げるものをいう。
 - イ 学校基本法第一条に規定する学校、公益社団法人、公益財団法人又は国立研究開発法人が実施する人材育成活動
 - ロ 当該研究開発の成果を公開する研究開発活動
 - ハ 県内に住所を有する個人及び県内に事務所又は事業所を有する法人による産学連携活動